

件名：外国人の新規入国停止（ビザ効力の一時停止等）

12月1日、日本政府は新型コロナウイルス感染症（オミクロン株に対する水際措置の強化）の予防的観点からの緊急避難措置として以下の決定を行いましたところ、お知らせいたします。

1 ビザの効力の停止

2021年12月2日より前に全ての国・地域で発給されたビザ（※以下3種類を除く）の効力を、同12月2日午前0時（日本時間）より一時的に停止しております。

従って、同ビザを所持していたとしても日本への入国は認められません。

なお、日本人の配偶者または子供として発給された短期滞在ビザ（ビザのカテゴリー：(V)AS TEMPORARY VISITER）も効力が停止となり、同ビザを利用しての日本入国も認められません。

※ただし、以下3種類のビザ（長期滞在等）は引き続き有効であり、入国の対象となります。

- ・日本人の配偶者等（子供を含む）ビザ（ビザのカテゴリー：(S)AS SPOUSE, CHILD OF JAPANESE)
- ・永住者の配偶者等ビザ（(S)AS SPOUSE OF PERMANENT RESIDENT）
- ・外交ビザ（(D)AS DIPLOMAT）

2 今後のビザ申請の取扱い

2021年12月31日までの間、渡航目的が「日本人の配偶者等（子供を含む）ビザ（長期滞在のみ）」、「永住者の配偶者等ビザ（長期滞在のみ）」、「外交ビザ」のみ、申請を受付けいたします。

短期滞在を目的とするビザの申請は受付できませんが、特に人道上、真に配慮すべき事情（例：親族の危篤、死亡等）があり、12月中に日本に入国する必要がある場合は、当館領事班査証係までご連絡いただくか、こちら（<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100265524.pdf>）をご確認ください。

【参考情報1】新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について（外務省 HP）

（日本語）https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

（英語）https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page22e_000921.html

【参考情報2】

出入国在留管理庁（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について）
https://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

【参考情報3】水際対策に係る新たな措置について（厚生労働省検疫情報）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

在シカゴ日本国総領事館 領事班査証係

電話： 1-312-280-0400

メール：ryoji1@cg.mofa.go.jp